

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	県土整備部 建築住宅課
契約締結年月日	令和8年6月5日
契約者名	一般社団法人山梨県木造住宅協会
契約名	木造住宅耐震改修推進業務委託
契約金額 (税込み)	1,030,000円
随意契約理由	<p>本業務は、耐震改修費用の負担の大きさ等により工事を躊躇する所有者が多く、耐震化が進まない状況を踏まえ、改修事業者を対象とした研修会の開催により、低コストな耐震改修工法の習得及び耐震改修の必要性を説明する能力の向上を図り、木造住宅の耐震化を一層促進するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、令和元年度から令和3年度に開催した本研修を受講していない改修事業者に対し、広く効果的に周知を図り、確実に受講につなげることが重要である。</p> <p>一般社団法人山梨県木造住宅協会は、県内各地域に根ざした木造住宅を専門に手がける工務店及び設計事務所で構成される団体である。耐震改修工事は地元工務店等に依頼することが多く、この者達に本業務における講習を受講させることは、耐震化の促進に重要かつ効果的である。このため、同協会の構成員や繋がりのある工務店等に広く周知を図り、受講を促すことができるのは同協会だけである。</p> <p>さらに、本業務において実施する「木造住宅の耐震リフォーム達人塾」は、国立大学法人名古屋工業大学高度防災工学研究センターが主催する講座であり、同協会は令和元年度から令和3年度までの実施実績を通じて当該センターとの連携体制を構築しており、確実な事業遂行が可能である。</p> <p>以上のことから、他の事業者による同様の実施は困難である。</p> <p>よって、本業務を適切かつ確実に実施できる者は当該団体に限られることから、競争入札に適さないものと認め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号